

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

- 土地収用法による事業認定  
((仮称) 清須市一場公民館新設事業) 第27号 (用地課) 1

### 公告

- 愛知県医療療育総合センターの特A重油に関する一般競争入札の実施 (障害福祉課) 2
- 落札者等の公示 (同) 4
- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 4
- 種畜証明書の交付 (畜産課) 8
- 公共測量の実施 (用地課) 8
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 8
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 8
- 落札者等の公示 (企業庁総務課) 9
- 愛知県豊田警察署の自動車燃料及び潤滑油等の購入に係る単価契約に関する一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9

### 正誤

- 愛知県公報第65号 11

## 告 示

愛知県告示第27号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のように事業の認定をした。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 起業者の名称  
清須市
- 2 事業の種類  
(仮称) 清須市一場公民館新設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
清須市一場弓町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、社会教育法第21条に基づき公民館を整備する事業であり、本件事業の起業者である清須市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項の規定により、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

このため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 清須市は、平成17年に西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町の区域をもって設置され、さらに、平成21年に同郡春日町の区域が編入された。

清須市には、一般国道302号の北側地域（以下「北部地域」という。）に春日公民館、同国道の南側地域（以下「南部地域」という。）に清須市中央公民館、西枇杷島小田井公民館及び朝日公民館が設置されており、北部地域の公民館が不足している。利用状況は、合併に伴い、施設が充実している清須市中央公民館の利用者が増加し、生涯学習活動を実施する団体が予約を取れず、活動回数が減少して生涯学習活動に支障を来している。

また、北部地域の一場地区は、同地区に公会堂があるものの、収容人数が少ない上に駐車場がなく、また、利便性のよい清須市中央公民館に自治会活動の利用申請をしても、利用者が増加しているため希望に沿った予約ができないことから、自治会活動に支障を来している。

イ 本件事業の施行により、北部地域の公民館の不足が解消されることで、生涯学習活動及び自治会活動を行う場所を確保することができるため、これらの活動の活性化につながる。

よって、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

ウ 本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第2条第2項に規定する環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、起業地周辺には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されなかった。

また、起業者の調査によると、起業地内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

よって、本件事業を行うことにより失われる利益は少ないと考えられる。

エ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件から3候補地を総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定していることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

オ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な範囲であると認められる。

カ アからオまでに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

清須市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。清須市地域防災計画（平成29年3月）においては、20か所の指定避難所が指定されており、自主防災活動の拠点として避難訓練等の防災活動が実施されている。

しかし、北部地域の指定避難所は5か所のみで、北部地域の一場地区の大部分が避難可能範囲から外れており、市民の安全・安心が確保されていないことから、指定避難所の確保につながる本件事業を早急に施行する必要性は高いものと認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、適当と認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、清須市から申請のあった（仮称）清須市一場公民館新設事業について、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
清須市役所

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称、数量及び契約方法  
特A重油 80,000リットル（予定）、単価契約
- (2) 調達案件の特質等  
硫黄分（質量パーセント）0.1以下とします（詳細は、入札説明書によります。）。
- (3) 納入期間  
令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで
- (4) 納入場所  
愛知県医療療育総合センター（春日井市神屋町713-8）
- (5) 今後の納入予定数量及び入札公告予定時期  
特A重油 108,000リットル（予定）  
令和2年5月頃
- (6) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 入札金額は、1リットル当たりの単価を小数点第2位まで記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（平成30年4月～令和2年3月）「1. 物品の製造・販売」のうち「23. 燃料」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法  
令和2年2月4日（火）午前8時から令和2年3月3日（火）午後5時までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>  
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間  
令和2年3月16日（月）午前9時から令和2年3月17日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和2年3月18日（水） 午前9時  
愛知県医療療育総合センター運用部総務課
- (4) 問合せ先  
愛知県医療療育総合センター運用部総務課総務・人事・施設グループ  
春日井市神屋町713-8（郵便番号480-0392）  
電話（0568）88-0811 内線5212

## 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望単価に数量を乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効  
財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和2年2月4日（火）午前9時から令和2年3月3日（火）午後5時までの間に電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。  
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができる者と認められた者に限り、落札の対象とします。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 調達の条件  
本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書によります。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 80,000 liters of fuel oil for Aichi Developmental Disability Center
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., March 16, 2020 - 5:00 p.m., March 17, 2020
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Administration Division, Aichi Developmental Disability Center  
713-8 Kagiya-cho, Kasugai City, Aichi 480-0392 Japan  
Tel. 0568-88-0811 Ext. 5212

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県医療療育総合センター 春日井市神屋町713-8

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手續
- ⑥入札公告を行った日
- ①特A重油 208,000リットル（予定） ②令和元年12月16日 ③名古屋市港区潮見町37番地23 中川物産株式会社 ④68.09円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和元年11月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社三河屋

- 小牧市大字間々原新田字下新池987番地  
代表取締役 佐藤 伸宏
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
小牧パワーセンター  
小牧市大字間々原新田960番地ほか94筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	株式会社三河屋	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤 伸宏	同
	住所	小牧市大字小牧原新田2004番地の1	小牧市大字間々原新田字下新池987番地
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	変更前に同じ
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社三河屋	同
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤 伸宏	同
	住所	小牧市大字小牧原新田2004番地の1	小牧市大字間々原新田字下新池987番地
	その他小売業を行う者	9名（縦覧による）	7名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
設置者の住所の変更並びに小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日  
令和元年12月27日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和2年2月4日（火）から令和2年6月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年6月4日（木）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
倉敷紡績株式会社  
岡山県倉敷市本町7番1号  
代表取締役 藤田 晴哉
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・モール安城  
安城市大東町1161番地3ほか5筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	倉敷紡績株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 井上 晶博	代表取締役 藤田 晴哉
	住所	岡山県倉敷市本町7番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏名又は名称	合同会社西友	同
	代表者の氏名	職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास	職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

住所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
その他小売業を行う者	24名（縦覧による）	15名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日  
令和2年1月14日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和2年2月4日（火）から令和2年6月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年6月4日（木）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社三河屋  
小牧市大字間々原新田字下新池987番地  
代表取締役 佐藤 伸宏
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
小牧パワーセンター  
小牧市大字間々原新田960番地ほか94筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日  
令和2年2月27日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻 午前9時（年間110日午前8時、年間2日24時間営業）（一部午前10時）	小売業を行う者の開店時刻 午前6時30分（一部午前9時（年間110日午前8時、年間2日24時間営業）又は午前10時）
	小売業を行う者の閉店時刻 午前0時（年間2日24時間営業）（一部午後8時又は午後10時）	小売業を行う者の閉店時刻 午前0時（年間2日24時間営業）（一部午後8時又は午後9時）
	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分（年間110日午前7時30分）から午前0時30分まで、年間2日24時間	午前6時から午前0時30分まで、年間2日24時間

- 5 大規模小売店舗の変更の理由  
顧客のニーズの変化に対応するため。
- 6 届出の日  
令和元年12月27日
- 7 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和2年2月4日（火）から令和2年6月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年6月4日（木）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社山彦  
稲沢市稲葉二丁目6番15号  
代表取締役 山田 孝彦
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮館やまひこ尾張旭店  
尾張旭市狩宿町4丁目59番地ほか6筆
- 3 大規模小売店舗の変更をする日  
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社山彦	変更前に同じ	
	代表者の氏名	代表取締役 山田 孝彦	同	
	住所	稲沢市稲葉二丁目6番15号	同	
	その他小売業を行う者	2名（縦覧による）	同	
店舗面積の合計		1,317㎡	1,227㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	変更前に同じ
		収容台数	96台	同
	駐輪場	位置	縦覧による	同
		収容台数	20台	同
	荷さばき施設	位置	縦覧による	同
		面積	42.0㎡	同
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	同
		容量	17.5㎡	同
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時（年間120日は午前9時）	午前8時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後8時	午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前9時30分から午後8時30分まで（年間120日は午前8時30分から午後8時30分）	午前7時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	6箇所	変更前に同じ
		位置	縦覧による	同
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前5時から午後5時まで	午前6時から午後10時まで

- 5 届出の日  
令和元年12月24日
- 6 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和2年2月4日（火）から令和2年6月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年6月4日（木）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく令和元年度臨時種畜検査により、次のように種畜証明書を交付した。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

証明書番号	種類	名 称	等級	飼 養 者 の 住 所	飼養者の氏名 又は名称
31923990010	豚	アイリス エル3 アイチ 18 6 0330	級外	岡崎市丸山町字亀山9-1	愛知県畜産総合センター
31923990011	同	アイリス エル3 アイチ 18 7 0350	同	同	同
31923990012	同	アイリス ダブル3 アイチ 18 5 0620	同	同	同
31923990013	同	アイリス ダブル3 アイチ 18 5 0637	同	同	同
31923990014	同	アイリス ディー アイチ 18 3 0257	同	同	同
31923990015	同	アイリス ディー アイチ 18 3 0361	同	同	同
31923990016	同	アイリス ディー アイチ 18 3 0362	同	同	同
31923990017	同	アイリス ディー アイチ 18 2 0400	同	同	同
31923990018	同	アイリス ディー アイチ 19 1 0027	同	同	同
31923990019	同	アイリス ディー アイチ 19 4 0077	同	同	同
31923990020	同	アイリス ディー アイチ 19 5 0085	同	同	同
31923990021	同	アイリス ディー アイチ 19 8 0092	同	同	同

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
豊田市高橋町	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	公共測量（4級基準点測量）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、清須春日学校橋西土地区画整理組合から退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

星野 幸昇 清須市春日屋敷25

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
31尾建 96-21	令和 1. 5. 9	大和ハウス工業株式会社名 古屋支社 上席執行役員支社長 和田 哲郎	名古屋市中村区平池町4-60-9	豊明市前後町仙人塚1736-8
31尾建 96-129	1. 9. 19	丹羽 朋子	江南市木賀東町新宮189	岩倉市石仏町堀田12-1
31西建 44-19	1. 7. 24	神田 幸一	岡崎市大和町字塗御堂16-1	額田郡幸田町大字荻字西中65-2及び64-3



31東建 61-9	1. 9.19	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司	東京都港区芝浦三丁目1-21	新城市富永字下田3-16ほか6 筆、矢部字広見139-1ほか2筆 並びに平井字東長田30-21及び 30-22
30尾建 96-238	平成 31. 3. 7	近藤 英之	名古屋市緑区鶴が沢三丁目1013	豊明市沓掛町宿191-1

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年2月4日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 相津 晴洋

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県尾張水道事務所管理課 一宮市昭和三丁目3-28

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続  
⑥入札公告を行った日

①液化天然ガス（LNG） 2,228トン／年（予定） ②令和2年1月17日 ③名古屋市熱田区桜田町19-18 東邦瓦斯株式会社 ④8,190.00円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和元年11月8日

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和2年2月4日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

愛知県豊田警察署の自動車燃料及び潤滑油等の購入に係る単価契約 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

### (3) 契約期間

令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで

ただし、契約期間満了10日前までに双方から別段の意思表示がなかったときは、更に3か月間延長するものとし、以後この例によります。

なお、令和3年3月31日（水）を超えての更新は、行いません。

### (4) 納入場所

入札説明書で示す場所とします。

### (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額（軽油にあっては、当該金額から軽油引取税相当額を除いた金額）の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（軽油（免税軽油を除く。）にあっては、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を除いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額）を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契

約からの排除措置を受けていない者であること。

- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（平成30年4月～令和2年3月）「1. 物品の製造・販売」のうち「23. 燃料」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 当該調達又はこれと同等の調達について契約実績があることを証明した者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿（以下「役員等名簿」という。）が提出されていること。

### 3 入札説明書の交付方法等

#### (1) 入札説明書の交付方法

令和2年2月4日（火）から令和2年2月21日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

#### (2) 入札期間

令和2年3月17日（火）午前10時から令和2年3月19日（木）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

#### (3) 開札の日時及び場所

令和2年3月23日（月） 午前10時

愛知県豊田警察署会計課

#### (4) 問合せ先

愛知県豊田警察署会計課

豊田市錦町一丁目59-1（郵便番号471-0877）

電話（0565）35-0110 内線232

### 4 その他

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

#### (3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

#### (4) 契約書作成の要否

要

#### (5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、2(5)の資格を有することを証明する書類、誓約書及び役員等名簿を、電子入札システムによる場合にあつては令和2年2月4日（火）午前10時から令和2年2月25日（火）午後4時までの間に、書面による場合にあつては3(4)の場所に令和2年2月4日（火）から令和2年2月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時までの間に提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書、証明書類、誓約書及び役員等名簿を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### (7) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

- (8) その他  
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Unit-price contract for purchasing automotive fuel and lubricating oil by Aichi Prefectural Toyota Police Station, 1 set  
(2) Bidding period: 10:00 a.m., March 17, 2020 - 5:00 p.m., March 19, 2020  
(3) Contact point for the notice: Accounting section, Aichi Prefectural Toyota Police Station  
1-59-1 Nishiki-machi, Toyota City, Aichi 471-0877 Japan  
Tel. 0565-35-0110 Ext. 232

正 誤

令和元年12月17日第65号愛知県告示第588号中「字椿澤」は「字椿沢」の誤り。

